尾張旭市監査公表第8号

平成28年1月29日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年2月29日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監查委員 牧 野 一 告

総務部行政課

監査の指摘事項	措置状況
1 施設用備品購入契約事務について、予	1 指摘事項については、以後の事務
定価格を設定する際に設計額を合理的	において全て改めます。
理由もなく減額する事例が認められた。	
予定価格を決定するにあたり、設計額か	
ら減額する場合には合理的理由が必要	
である。	